

大気測定結果

定量分析結果一覧

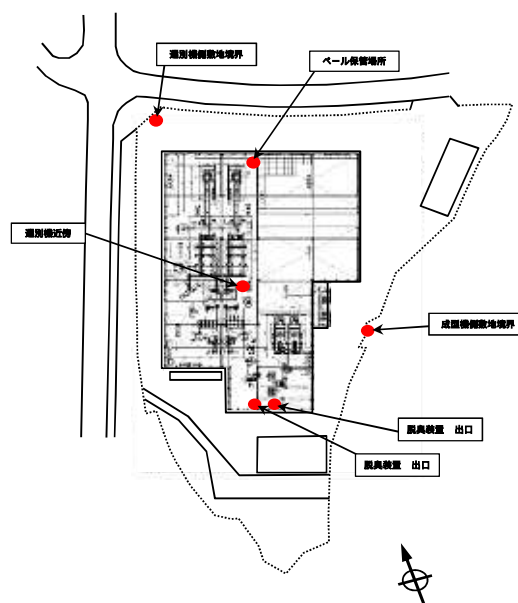
平成28年7月14日実施

調査項目	単位	調査地点名							大気汚染に関する環境基準 ¹ 及び指針値 ²	日本産業衛生学作業環境許容濃度(2014年度) ³	一般環境大気測定結果(平成24年度) ⁵	
		ペール保管場所	選別機近傍	脱臭装置出口	脱臭装置出口 ₇	成型機側敷地境界	選別機側敷地境界	比較対象地点				
1	ベンゼン	μg / m ³	12	7.3	8.9	45	2.1	0.6	0.4	3	3200	0.40 ~ 1.8
2	ジクロロメタン	μg / m ³	14	16	20	17	2.0	1.4	1.4	150	170000	0.27 ~ 6.8
3	1,1,1 - トリクロロエタン	μg / m ³	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	-	1100000	-
4	トリクロロエチレン	μg / m ³	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	200	135000	0.010 ~ 3.9
5	テトラクロロエチレン	μg / m ³	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	200	-	0.011 ~ 1.4
6	アクリロニトリル	μg / m ³	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2 ²	4300	0.0075 ~ 0.43
7	塩化ビニルモノマー	μg / m ³	<0.5	<0.5	2.3	7.3	<0.5	<0.5	<0.5	10 ²	6500	0.0036 ~ 0.88
8	クロロホルム	μg / m ³	<0.9	<0.9	<0.9	1.1	<0.9	<0.9	<0.9	18 ²	14700	0.018 ~ 1.9
9	1,2 - ジクロロエタン	μg / m ³	2.9	1.2	1.9	11	0.79	0.27	0.16	1.6 ²	40000	0.058 ~ 0.92
10	1,3 - ブタジエン	μg / m ³	<0.25	0.33	<0.25	1.3	<0.25	<0.25	<0.25	2.5 ²	-	0.0097 ~ 0.32
11	トルエン	μg / m ³	42	40	48	45	5.4	5.0	5.0	-	188000	0.74 ~ 43
12	アセトアルデヒド	μg / m ³	0.7	0.6	46	46	4.8	6.4	3.7	-	90000 ⁴	0.53 ~ 10
13	ホルムアルデヒド	μg / m ³	0.54	0.46	7.0	9.9	4.8	5.0	4.7	-	240 ⁴	0.51 ~ 5.9
14	アセトニトリル	μg / m ³	77	79	86	82	23	5.4	8.9	-	-	-
15	パラジクロロベンゼン	μg / m ³	1.0	0.9	1.4	1.5	5.8	1.1	0.8	-	60000	-
16	水銀(ガス状)	μg / m ³	0.12	0.22	0.043	0.16	<0.004	0.007	<0.004	0.04 ²	25	0.00082 ~ 0.0061
17	酸化エチレン	μg / m ³	0.60	0.28	14	3.9	0.49	0.22	0.90	-	1800	0.030 ~ 0.77
18	スチレン	μg / m ³	3.4	2.4	4.0	5.8	3.8	1.3	1.4	-	85000	-
19	エチルベンゼン	μg / m ³	5.6	5.1	4.6	4.5	5.3	4.0	2.4	-	217000	-
20	m,p - キシレン	μg / m ³	4.5	4.1	4.7	5.1	3.9	2.5	1.9	-	217000	-
21	o - キシレン	μg / m ³	1.4	1.3	1.3	1.5	1.6	1.0	0.8	-	217000	-
22	揮発性有機化合物	ppmC	25	16	13	11	5	4	4	600 ⁶	-	-

結果の表示は20 における換算値である(22.揮発性有機化合物を除く)。

- 1: 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第25号)。
- 2: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値。
- 3: 1日8時間、週40時間程度有害物質に暴露される場合に平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康に悪い影響がみられないと判断される濃度。ただし、⁴は、常時これ以下の濃度に保つこととされている最大許容濃度である。
- 5: 「平成24年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果について」(環境省HPより)を参照した、一般環境の年平均値の濃度範囲。
- 6: 大気汚染防止法による揮発性有機化合物の「揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(送風機の能力が3000m³/時以上のもの)」に係る排出基準値。
- 7: 平成27年8月の設備改造にて、ペレット押出機を増設し、PS減容機を最新型へ更新した。この2台の加工機械から発生する臭気・ガスを吸引するため脱臭装置をもう1台増設した。ここでいう「脱臭装置」とは、この脱臭装置を示す。

調査地点図



調査者：帝人エコ・サイエンス株式会社 (計量証明事業登録番号 大阪府 No.10008 (濃度))